第3章

刑事手続への関与拡充への取組

刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)・・・46

第3章

刑事手続への 関与拡充への取組

I 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

【施策番号114】

警察においては、犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な受理に努めている。

(2) 告訴に対する適切な対応

【施策番号115】

警察においては、都道府県警察本部及び各 警察署に「告訴・告発センター」等を設置し、 告訴・告発に係る対応責任者及び対応担当者 を指定することで、担当課の決定、受理・不 受理の判断が迅速になされる体制を構築して いる。

また、検察庁においても、告訴について適切な対応に努めている。

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証 拠採取等の促進

【施策番号116】

ア 警察庁においては、性犯罪被害者が警察 へ届出を行うことなく医療機関を受診した 場合、後に警察へ届出を行うときには身体 等に付着した証拠資料が滅失している可能 性があることから、医師等が受診時にこれ を採取するための資機材を14都道県の医療 機関に試行的に整備した。

また、都道府県警察においては、試行整備の結果等を踏まえ、知事部局との連携による資機材の整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等に係る取組を推進している。

【施策番号117】

イ 警察においては、産婦人科医会等との ネットワークを活用するなどして、性犯罪 被害者からの証拠採取の方法を医師等に教 示している。

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の 周知徹底及び適正な運用

【施策番号118】

検察庁においては、犯罪被害者等の希望に 応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を 説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載し た書面等の交付を全国で実施している。

また、法務省・検察庁においては、これらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正に 運用されるように努めている。

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲 覧請求への適切な対応

【施策番号119】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」(P48【施策番号128】参照)等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件が係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨の周知を図っている。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録(いわゆる確定記録)の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許否を

判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成30年中、1,299件であった。

公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
平成26年	1,647
平成27年	1,499
平成28年	1,530
平成29年	1,270
平成30年	1,299

(注)

- (江) 1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数の合計である。
- 3 平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年 以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、28年以前に決 定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされ た日を基準に計上している。)。この計上基準日の変更により、29年の 数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

提供:法務省

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

【施策番号120】

ア 法務省・検察庁においては、会議や研修 等の様々な機会を通じて、犯罪被害者等の 意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、 検察官が犯罪被害者等と適切な形で十分な 意思疎通を図ることについて、検察官等へ の周知に努めている。

【施策番号121】

イ 検察庁においては、公判前整理手続等の 経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望 に応じ、適宜の時期に、検察官が必要な説 明をし、また、被害者参加人等が公判前整 理手続等の傍聴を特に希望する場合におい て、検察官が相当と認めるときは、当該希 望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配 慮を行うように努めている。さらに、法務 省・検察庁においては、犯罪被害者等が公 判傍聴を希望する場合は、その機会ができ る限り得られるよう、公判期日の設定に当 たり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望 を裁判所に伝えるよう努めている。加えて、 検察官等を対象とする研修において、犯罪 被害者等の保護・支援についての講義を実 施するなどして、犯罪被害者等との意思疎 通の重要性について、検察官等への周知に 努めている。

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号122】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも手続の内容が理解できるように、 難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、 プレゼンテーションソフト等を活用して視覚 的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うように努めている。

(8) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号123】

P32【施策番号77】参照

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

【施策番号124】

法務省・検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種 制度の周知徹底

【施策番号125】

法務省・検察庁においては、検察官等に対し、会議や研修等の様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の制度及び家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果等を通知する制度の周知を図っており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるように努めている。また、これらの制度等について解説した犯罪被害者等向け

少年保護事件に関する意見の聴取等の実施状況

	意見聴取		記録の 謄	閲覧・ 写	審判結果等の 通知		
年次	申出の あった 人数	認めら れた 人数	申出の あった 人数	認めら れた 人数	申出の あった 人数	認めら れた 人数	
平成26年	270	264	1,056	1,042	1,269	1,266	
平成27年	315	301	1,137	1,111	1,100	1,090	
平成28年	244	226	1,080	1,051	991	982	
平成29年	236	223	1,064	1,039	854	849	
平成30年	214	207	936	894	824	817	

(注) 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。 提供:法務省

パンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、 周知を図っている(P48【施策番号128】参照)。

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

【施策番号126】

法務省・検察庁においては、一定の重大事 件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴すること ができる制度や、家庭裁判所が犯罪被害者等 に対し審判の状況を説明する制度の周知を 図っている (P48 【施策番号128】 参照)。

少年審判の傍聴等の実施状況

	少年審判 実施	の傍聴の 状況	少年審判の状況説明 制度の実施状況			
年次	傍聴の 対象と なった 事件数	傍聴を 許可した事 件数 (人数)	申出の あった 人数	認めら れた 人数		
平成26年	91	59 (79)	553	545		
平成27年	74	45 (65)	514	505		
平成28年	74	34 (67)	362	340		
平成29年	78	36 (73)	313	302		
平成30年	68	25 (47)	301	287		

(注) 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。

提供:法務省

(12) 法テラスで行っている支援に関する情報 提供の充実

【施策番号127】

法テラスにおいては、国民への制度周知・ 広報の取組として、国民にとって見やすく、 かつ、分かりやすい表現を心掛けた、犯罪被

害者支援業務や、ストーカー、配偶者からの 暴力等及び児童虐待の被害者支援に関する リーフレット等の各種広報資料(法テラスウェ ブサイト「刊行物」: https://www.houterasu. or.jp/houterasu gaiyou/kouhou/kankoubutsu/ leaflet/index.html) を発行するとともに、地 方公共団体等に依頼して広報資料を窓口に備 え置いてもらったり、関係機関・団体の機関 紙に法テラスの紹介記事を掲載してもらった りしているほか、SNSを利用した広報を展 開している。

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実 【施策番号128】

ア 法務省においては、被害者参加制度や少 年審判の傍聴制度等、犯罪被害者保護・支 援のための諸制度について分かりやすく解 説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯 罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁にお いて犯罪被害者等から事情聴取をする際に 手渡すなどしているほか、各種イベントで 配布するなどしている。また、同パンフレッ トは、法務省及び検察庁ウェブサイトにも 掲載している。

さらに、犯罪被害者等向けDVD「もし も…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を作 成し、これを全国の検察庁に配布して、犯 罪被害者等に対する説明に利用しているほ か、YouTube 法務省チャンネルで配信し ている。

- 法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々 _\ : (http://www.moj.go.jp/keiji1/ keiji keiji11.html)
- 法務省チャンネル「もしも…あなたが 犯罪被害に遭遇したら」: (https://www. youtube.com/watch?v=lXmgyAoEM9E) 警察においては、「被害者の手引」の内 容を充実させている(P82 【施策番号 196】参照)。

【施策番号129】

イ 都道府県警察では、それぞれの実情に応

犯罪被害者等向けパンフレット



提供:法務省

被害者の手引



被害者の手引(交通事故・事件用)



じて、英語、中国語等の外国語版の「被害者の手引」を作成・配布するなどの適切な 対応を行っている。

被害者の手引 (外国語版)



【施策番号130】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対しても情報提供を可能とするため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」について、英語版や点字版のほか、内容を音声で録音したCD版を作成し、全国の検察庁や点字図書館等へ配布している。また、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」は全編に字幕を付しており、聴覚障害者に対しての情報提供も可能としている。

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及 び司法解剖に関する遺族への適切な説明等 【施策番号131】

都道府県警察においては、検視・司法解剖 に関する手続等を盛り込んだパンフレットを 配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努 めている。

また、検察庁においても、検察官が、捜査 や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要 に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検 視・司法解剖に関する情報を提供している。

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件 の適正な返却又は処分の推進

【施策番号132】

警察においては、検察庁と連携し、捜査上 留置の必要のなくなった証拠物件について



「被害者参加制度」の利用状況について

被害者参加制度は、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正す る法律」により創設された。

同制度は、平成20年12月1日から施行され、30年12月にその施行から10年を迎えた。 そこで、このトピックスでは、同制度のこれまでの利用状況を紹介する(別表参照)。

被害者参加制度の利用数について

被害者参加制度の利用者数は、30年末までで累計1万1,471名(ただし、30年の人員数について は速報値。以下同じ。)となっている。各年の推移をみると、21年の利用者数は、560名であったが、 その後、25年頃まで利用者数は増加していき、26年には一旦減少したものの、27年以降は概ね1.400 名前後の利用数となっている。

被害者参加弁護士の選定状況について

被害者参加人の委託を受けた弁護士(被害者参加弁護士)は、刑事訴訟法第316条の34ないし同 法第316条の38に定める種々の行為について、その委託を受けた範囲でこれを行うことができる。

そして、被害者参加人は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置 に関する法律第11条1項に定める要件を満たす場合、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害 者参加弁護士を選定することを請求することができることとされている(国選被害者参加弁護士)。

このような、国選被害者参加弁護士を含めた弁護士委託をした被害者参加人の人員数は、30年末 までで累計8.484名となっており、このうち、国選被害者参加弁護士が選定された被害者参加人の 人員数は、累計4,189名となっている。弁護士委託をした被害者参加人の人員数は、21年は367名で あったが、28年に1,102名となるまで年々増加し、その後は概ね1,100名前後となっている。また、 国選被害者参加弁護士が選定された被害者参加人の人員数については、21年には131名であったが、 28年には580名となり、その後は概ね600名前後となっている。

○ その他の制度の利用数について

- ・ 以上のほか、被害者参加人のうち、30年末までで、証人尋問をした人員数は、累計2,148名 となっており、被告人質問をした人員数は、累計5,343名となっている。前者については、21 年については130名であったが、22年以降は176名から269名の間で推移している。後者につい ては、21年には344名、22年には484名であったが、25年以降は概ね600名前後で推移している。
- ・ また、刑事訴訟法第316条の38に定める被害者参加人等による弁論としての意見の陳述をし た被害者参加人は、30年末までで累計5,610名となっており、被害者参加人のうち、刑事訴訟 法第292条の2に定める被害者等の意見の陳述をした人員数は、30年末までで累計7,790名と なっている(なお、前者の意見の陳述は、事実又は法律の適用についての意見を、後者の意見 の陳述は、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述をするものとされている。)。
- 被害者参加人については、刑事訴訟法第316条の39に定める要件を満たす場合、付添いの措 置や遮へいの措置をとることができるとされている。30年末まででこれらの措置がとられた人 員数については、前者が累計730名、後者が累計1,851名となっている。

(別表)

通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況

(地・簡裁総数)

	終局人員数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	あった被	の委託が	うち証人 尋問をし た被害者 等	人質問を	法316条の38の意	広 292 宋 の 2 の 意	うち付添 いの措置 がとられ た被害者 等	いの措置 がとられ
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
平成22年	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
平成23年	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
平成24年	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
平成25年	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
平成26年	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
平成27年	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
平成28年	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
平成29年	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
平成30年	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362

- (注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。
 - 2 被害者等の数は、延べ人員である。
 - 3 平成30年の数値は、速報値である。

は、証拠物件の還付の方法について犯罪被害 者等と協議し、その意向を踏まえた上で速や かな返却又は処分をするように努めている。

(16) 証拠品の適正な処分等

【施策番号133】

検察庁においては、証拠品が犯罪被害者等 の所有に係る物である場合、犯罪被害者等に 還付の希望の有無を確認し、還付を希望する ときは、被差押人又は差出人を説得して当該 証拠品が犯罪被害者等に還付されるよう努め ている。被差押人等が犯罪被害者等への分に に応じないときには、当該証拠品の処分に先 立って犯罪被害者等と連絡を取るなどして、 犯罪被害者等が所有権を行使する機会を在は、 才る措置を講じている。検察庁においての と連絡を取るなどして、 理査・公判に及ぼす支障等にも配慮しついて と期還付等も含めた証拠品の処分について、 學官が慎重に検討を行い、必要に応じて、 還 付の時期や方法等について、犯罪被害者等に 対して説明を行うなど、個別事案に即した適 切な運用に努めている。

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号134】

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要領」(平成29年7月12日付け警察庁刑事局 長等通達)に基づき、被害者連絡が確実に 実施され、犯罪被害者等に対する適切な情 報提供が行われるよう、都道府県警察に対 する指導を行っている。

交通事故に関しては、被害者連絡を総括 する者として、都道府県警察本部に被害者 連絡調整官等を設置している。被害者連絡 調整官等は、交通事故被害者等の心情に配 意した適切な対応が行われるよう、各警察 署の交通捜査員に対する指導・教育を実施 している。

また、被害者連絡等の支援活動を通じて 得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、 民間被害者支援団体や他の行政機関と共有 すべきものについては、犯罪被害者等の同

被害者連絡制度の概要



意を得て情報提供するなど関係機関・団体 との連携を図っている。

【施策番号135】

- イ 法務省・検察庁においては、捜査段階か ら、捜査に及ぼす支障等も総合考慮しつつ、 必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に 捜査に関する情報を提供するよう、会議や 研修等の様々な機会を通じて検察官等への 周知に努めている。
 - 海上保安庁においては、捜査や公判に 支障を及ぼしたり、関係者の名誉等の権 利を不当に侵害したりするおそれのある場



犯罪被害者等支援のための弁護士会と地域関係機関との連携

神奈川県警察(以下「県警察」という。)と神奈川県弁護十会(以下「県弁護十会」という。)の 犯罪被害者支援委員会とは、早くから協力して犯罪被害者等支援に当たっていたが、より緊密な連 携を図るきっかけになったのは、平成21年4月、神奈川県犯罪被害者等支援条例(以下「県条例」 という。)が制定されたことである。県条例に基づき、県内の被害者支援の拠点となるかながわ犯 罪被害者サポートステーション (以下 「サポートステーション」 という。) が開設され、神奈川県 (以 下「県」という。)・県警察・NPO法人神奈川被害者支援センターが一体となって、犯罪被害者等 に総合的な支援を提供している。また、県条例には弁護士等による相談体制の充実等が規定されて いるところ、22年7月、県と県弁護士会との間において、犯罪被害者等に対する法律相談の実施に 関する協定が締結されている。

具体的には、犯罪被害者等がサポートステーションを通じて法律相談を希望すると、サポートス テーションから県弁護士会に対して法律相談希望のあった旨が通知される。通知を受けた県弁護士 会は、犯罪被害者等支援に精通した弁護士を斡旋し、法律相談を実施する。犯罪被害者等は、サポー トステーションを通じて法律相談の日時・場所の調整を行うため、自らが弁護士へ直接電話して日 程調整をする必要がない。また、法律相談は、サポートステーションや担当弁護士の事務所、警察 署等で実施されるが、通常の場合、県警察被害者支援室やNPO法人神奈川被害者支援センターの 担当者が同行するため、犯罪被害者等が一人きりで相談場所に行く必要はない。さらに、実際の法 律相談の際も、担当する弁護士は事前に事件概要を把握しているため、犯罪被害者等が再度、弁護 士に対して被害内容を説明せずに済む。これに加えて、相談料は2回分まで県から弁護士に支払わ れるため、犯罪被害者等が直接負担することはない。

県では、県条例制定以前から犯罪被害者等を対象とした法律相談は行われていたが、被害者参加 制度、損害賠償命令制度の創設もあり、県条例制定前と比較すると、現在の相談件数は約10倍と、 飛躍的に増加している。

また、県弁護士会は、検察庁との連携も図っており、30年3月、県弁護士会と横浜地方検察庁(以 下「横浜地検」という。)との間で、犯罪被害者等に対する連携支援の実施の申合せを行った。こ れ以前は、検察官が、犯罪被害者等から相談を受けるなどし、何らかの支援が必要だと判断した場 合、検察官自ら県警察と協議するなどしていたが、この申合せにより、県弁護士会と横浜地検との 連携体制も構築されることとなった。そして、サポートステーションの法律相談と同様に、犯罪被 害者等が横浜地検の検察官を通じて法律相談を希望すると、横浜地検総務部刑事政策総合支援室犯 罪被害者担当から県弁護士会の犯罪被害者支援センターにその旨が通知され、同センターが相談担 当弁護士を斡旋するなどして、犯罪被害者等の負担軽減を図っている。

なお、初回の相談料は無料としている。

このほか、県弁護士会では、県警察や横浜地検に赴き、弁護士による犯罪被害者等支援について 講義を行い、定期的に連携状況を確認する協議を行うなどして、各機関が行う犯罪被害者等支援に ついて相互理解を深めている。近年、県内では、社会の注目を集める重大かつ凶悪な事件が連続し て発生しているが、県弁護士会と各機関の密な連携により、事件発生後、早期に法律相談を実施し、 支援に当たることができている。

犯罪被害者等の支援に当たって重要なことは、「支援をつなぐこと」である。これは、各機関が個別に支援を提供するだけではなく、犯罪被害者等に必要な支援があると判断したとき、他の機関の適切な支援につなげることである。

例えば、法律相談の必要があると判断した場合、法律相談ができる場所の情報を提供することも、 支援の一つの方法ではある。しかし、この場合、犯罪被害者等が自ら電話をかけ、自分が被害にあったことを告げ、相談日時・場所を調整して相談に行く必要がある。相談の際には被害の内容を具体的に話さなければならない。相談料がどれくらいかかるのかの不安もある。犯罪被害者等が実際に 法律相談を受けたいと思い、相談場所の紹介を受けたとしても、実際に相談に至るまでには多くの 負担がともない、場合によっては法律相談を受けることを諦めてしまう犯罪被害者等もいるかもしれない。

このような犯罪被害者等の負担を軽減し、適切に法律相談を受けられるようにするためにも、弁 護士会と各機関は、積極的に交流し、相互理解を図って支援をつないでいかなければならない。

合を除き、犯罪被害者等に対して当該事 件の捜査の経過等の情報を提供している。

(18) **適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層 の**推進等

【施策番号136】

警察においては、都道府県警察本部の交通 事故事件捜査担当課に設置した交通事故事件 捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、 信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑 われる交通事故、事故原因の究明が困難な交 通事故等について、組織的かつ重点的な捜査 並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動 を行うとともに、交通事故捜査の基本である 実況見分等についての教育を強化している。

警察庁においては、交通事故被害者等の真 実を知りたいという強い要望に応えるべく、 交通事故鑑識官養成研修をはじめとする各種 捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図る とともに、客観的証拠に基づいた事故原因の 究明を図るため、常時録画式交差点カメラ、 3 Dレーザースキャナ等各種機器の活用を推 進している。

(19) 交通事件に関する講義の充実

【施策番号137】

P39【施策番号104】参照

交通鑑識



20 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害 者等への配慮に関する研修の充実

【施策番号138】

P39【施策番号103】参照

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供 【施策番号139】

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護 の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不 起訴事件記録の開示の弾力的運用を実施す るように努めている。

不起訴記録は、非公開が原則であるが、 交通事故に関する実況見分調書等の証拠に ついては、裁判所からの送付嘱託や弁護士 会からの照会に対し、開示することが相当 と認められるときは、これに応じている。 また、被害者参加制度の対象となる事件の 被害者等については、事件の内容を知るこ と等を目的とする場合でも、捜査や公判に 支障を生じたり、関係者のプライバシーを 侵害したりしない範囲で、実況見分調書等 を開示し、弾力的な運用に努めている。さ らに、それ以外の事件の被害者等について も、民事訴訟等において被害回復のため損 害賠償請求権その他の権利を行使するため に必要と認められる場合には、捜査や公判 に支障を生じたり、関係者のプライバシー を侵害したりしない範囲で、実況見分調書 等を開示している。

不起訴記録の弾力的開示等については、 検察官等を対象とする研修等を通じ、検察 官等への周知に努めている(P46【施策番 号119】参照)。

【施策番号140】

イ 法務省・検察庁においては、不起訴処分 について、検察官が犯罪被害者等の希望に 応じ、関係者の名誉等の保護の要請や捜査 に及ぼす支障等にも配慮しつつ、不起訴処 分の裁定前後の適切な時期に、処分の内容 及び理由について十分な説明を行うように 努めている。また、会議や研修等の機会を

通じ、犯罪被害者等の保護・支援等につい ての講義を実施するなどして、犯罪被害者 等に対する不起訴処分の説明について、検 察官等への周知に努めている。

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める 制度の運用への協力

【施策番号141】

一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を 認める制度が平成21年5月から施行されたこ とに伴い、検察庁においては、起訴議決に至っ た事件について、裁判所により指定された弁 護士に対する協力を行うなど、その適切な運 用が図られるように努めている。

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の 発受の適切な運用

【施策番号142】

法務省においては、平成18年に、これまで 原則として親族に限定されていた受刑者の面 会や信書の発受の相手方について、犯罪被害 者等も認めることとする指針を示し、その後、 犯罪被害者等と受刑者との面会が実施される など、刑務所や拘置所等の刑事施設において、 適切に対応している。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な 加害者処遇の推進等

【施策番号143】

ア P37【施策番号92】参照

【施策番号144】

イ 法務省においては、保護処分の執行に活 用するため、少年に係る情報について、少 年院において得られるものだけでなく、家 庭裁判所や保護観察所等の関係機関や保護 者から得られたものを、その都度少年簿に 記載している。平成19年12月からは、犯罪 被害者等に関する事項についてより一層必 要な情報の収集及び記載ができるよう、少 年鑑別所や少年院において犯罪被害者等に 関する事項を把握した際に、少年簿に具体 的に記載することとし、少年の処遇に携わる職員により確実に情報の共有が図られるようにしている。

【施策番号145】

ウ 法務省においては、性犯罪者等の特定の 犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対す る専門的処遇プログラムの内容等の充実を 図るとともに、当該プログラムの受講を保 護観察における特別遵守事項として設定す るなどして、適切に対応している。また、 保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない 決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配 慮しながら誠実に対応することを促すた め、しょく罪指導を適切に実施している。

【施策番号146】

エ 保護観察所においては、犯罪被害者等の 申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関す る心情、犯罪被害者等の置かれている状況 等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制 度(心情等伝達制度)において、当該対象 者に対して、被害の実情を直視させ、反省 や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹 底している。30年中に、心情等を伝達した件 数は180件であった(P56トピックス「保護 観察を受けている加害者への心情等伝達制 度」、P57トピックス「医療観察制度におけ る被害者等に対する情報提供制度」参照)。

更生保護における各種制度



提供:法務省

心情等伝達件数

年次	心情等伝達件数
平成26年	151
平成27年	166
平成28年	155
平成29年	177
平成30年	180

提供:法務省

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等 審理の実施

【施策番号147】

地方更生保護委員会においては、更生保護 法に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の 審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じ て、犯罪被害者等から意見等を聴き、仮釈放 等を許すかどうかの判断に当たって考慮する ほか、仮釈放等を許す場合には、特別遵守事 項を設定する際の参考としている。

平成30年中に、意見等を聴いた件数は313 件であった。

意見等聴取件数

年次	意見等聴取件数
平成26年	328
平成27年	292
平成28年	325
平成29年	334
平成30年	313

提供:法務省

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実 (施策番号148)

法務省においては、仮釈放等を許すかどうかを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修に、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を設けている。犯罪被害者等施策に関する内容のほか、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等についても理解を深められるよう、講義内容の充実を図っている。



保護観察を受けている加害者への心情等伝達制度

【心情等伝達制度とは】

心情等伝達制度とは、制度利用を希望した犯罪被害者等から、被害に関する心情、その方の置か れている状況、加害者の生活や行動に関する意見を聴取した上で、保護観察を受けている加害者を 別の機会に呼び出して、聴取した心情等を伝達するものである。

【本制度利用者からの意見】

本制度を行う保護観察所(地方裁判所の管轄区域ごとに設置)には、本制度を実際に利用した方 の中から、本制度に対する肯定的な意見等が届くことがある。例えば、「加害者に自分の気持ちを 伝えられて良かった」という意見や、「話を聴いてもらえてよかった」、「制度を利用することにより、 自分の気持ちに区切りがついた」といった感想が届くこともある。

これは、犯罪被害者等が、被害に遭ったという事実や被害による辛い思い等を、家族や友人等を 含めた第三者に話すことができない状況にあることが少なくない中、本制度が、被害に関する心情 等を話すことができる機会となったためであると考えられる。また、本制度の利用を契機に謝罪や 被害弁償を実行するなど加害者の言動に変化が見られた場合に、「制度を利用して良かった」とい う意見が届くこともある。

【本制度の内容】

本制度を利用できる方は、①加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受け た方、②被害を受けた方の法定代理人、③被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な 故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹(以下このトピッ クスにおいて「被害者等」という。)である。

本制度は、被害に関する心情等を加害者に伝えたいという被害者等の希望に応えるとともに、加 害者の改善更生を図る上で、被害者等の心情等をできるだけ具体的に加害者に認識させることによ り、自らがした犯罪等による被害の実情等を加害者に直視させ、加害者の反省・悔悟の情を深めさ せるために行われる。

具体的な手続の流れとしては、次のとおりである。

- ① 本制度を利用する被害者等が、被害者担当官(保護観察所に配置されている被害者等専任の 保護観察官)に被害に関する心情等を伝えると、被害者担当官がその内容を記載した書面を作 成する。
- ② 加害者を担当する保護観察官が、別の機会に加害者を呼び出し、心情等を聴取した際に作成 した書面を加害者の面前で朗読することにより被害者等の心情等を伝達し、加害者に対し必要 な指導・助言を行う。
- ③ 被害者等の希望に応じ、伝達した被害者等の心情等に対して加害者が述べた、被害弁償・慰 謝の措置や特に被害者等に対し伝えることを希望したことについて、保護観察所から通知する。

また、保護観察所では、本制度の円滑な実施のための工夫も行っている。被害者等の希望に応じ、 例えば、被害者担当官や被害者担当保護司(保護観察所に配置されている被害者等専任の保護司) が本制度その他の諸制度の説明を行ったり、被害者担当保護司が本制度利用中に被害者等に同席し たりすることができる。

【最後に】

本制度は、例えば、「謝罪や被害弁償をしてほしい」、「被害を与えたという事実を忘れないで持ち続けてほしい」、「反省をし続けてほしい」等の様々な被害者等の心情等を、確実に加害者に伝達するという意味で、加害者の指導監督等を担う保護観察所だからこそできる被害者等の方々への支援といえる。

今後も、制度利用者の心情等を丁寧にしっかりと受け止め、加害者の指導助言を適切に行うことで、被害者等の方々にとって少しでもお力となれるよう、努めたい。



医療観察制度における被害者等に対する情報提供制度

医療観察制度は、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態)で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度である。

法務省の地方支分部局である保護観察所には、精神障害者の保健及び福祉等の専門的知識を有する社会復帰調整官が配置され、医療観察制度による処遇を実施している。

平成30年7月から、保護観察所では、医療観察制度における被害者やその遺族等の権利利益の保護の充実を図るため、その申出に応じて、加害者である医療観察対象者の処遇段階等に関する情報を提供する制度を開始している。

情報提供の内容は、

- 医療観察対象者の氏名
- ・ 医療観察対象者の処遇段階(入院処遇,地域社会における処遇、処遇終了)及びその開始又 は終了年月日
- ・ 医療観察対象者の事件が係属している(係属していた)保護観察所の名称,所在地及び連絡先
- ・ 地域社会における処遇中の保護観察所による医療観察対象者との接触状況(直近6か月間における面接等の回数)

である。

②7) **矯正施設職員に対する研修等の充実** 【施策番号149】

矯正研修所においては、新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修の科目として「犯罪被害者の視点」等を設けるとともに、

上級幹部要員を対象とする研修では、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深めるため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、その充実を図っている。

<u>コラム</u>

千鶴 ~犯罪被害者になる~

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 清家 政明

逆縁という言葉があると知りました。娘の事件があるまでは幸いにして使うこともありませんでした。子供を先に喪うということは何にも増して辛いことです。幾つになっても子供は親の大切な宝であり、元気な姿を見せてくれることは何よりも親孝行なことでした。

1974年8月、千鶴は私たち夫婦の長女として生まれました。当時私たちは岡山の後楽園近くに住んでおり、名付けのために旭川に架かる鶴見橋から『鶴』の一文字を採りました。そして「鶴のように千年も幸せに長生きして欲しい」という願いを込めて、千鶴(ちづ)と名付けました。

高校までを徳島で過ごし、薬学を学ぶため京都の大学に進みました。その後同じ会社の男性と結婚して大津に住み、夫婦とも薬剤師で京都の調剤薬局に勤めていました。長男は私たちの近所に住み、次女は姉の事件の一ヶ月前の2011年2月に結婚し、夫君の転勤で岡山に生活の場を移していました。

東日本大震災の翌日2011年3月12日、勤め先の調剤薬局で一日の勤務を終わろうと報告をパソコン入力中に同僚の薬剤師の男性に背後から数十箇所も刺されてしまいました。絶命するまでの恐怖と痛みはどれ程だったか想像もできません。最愛の夫や家族との突然の別れがどれ程辛く悲しかったかは知る術もありません。その惨状は現場調書や犯人の供述調書によってしか知り得ないのです。「恨みはない。誰でもよかった。」という自供ではとうてい納得できません。

日付が3月13日に変わる頃になって、大津の夫君から電話がありました。「千鶴さんがまだ帰ってこないし、携帯にもでないんですよ。」夫婦別々の車で通勤しているので、「千鶴さんの通勤ルートを探してみます。」と連絡が入りました。そして閉店後少し開けているはずの入口のブラインドが閉まっていて、駐車場に2月に買ったばかりの千鶴の車を確認しました。何か変だと感じ、午前2時半頃上司に連絡を取り、警備会社の人間と共に店内に入り、床に倒れている千鶴を発見しました。13日の午前中には両方の家族は取るものも取り敢えず警察署に集まりましたが、未だ捜査の最中で千鶴についての詳しい様子はなかなか聞くことができませんでした。

一年後の2012年、一周忌を済ませて京都に赴き、公判が始まりました。判決前夜まで毎晩京都地検で検事と話し合いを持ちましたが、当日の検事の求刑は「無期懲役」でした。被害者参加人の心情の意見陳述、弁論としての意見陳述では全て「極刑=死刑」を求めました。検事が「死刑」を求刑することは、非常に難しいことだったのでしょうか。しかし家族は敢えて「極刑」を求刑しました。裁判員裁判の中で、ひょっとしたらという万に一つの可能性に掛けたのです。裁判員と被害者参加人というそれまでは裁判に対して部外者であった素人を法廷に呼び込んだのですから、奇跡が起こる可能性に掛けてみました。

人の命に軽重はない、等しく平等である。何物にも代えがたいものである。そしてその数の大小は何の関係もない。被害者に何の落ち度もなく、唯々加害者の手前勝手な屁理屈による最低の行為である。然らばせめて極刑をもって被害者の冥福を祈り名誉を守ることが残された者の願いであり、人間社会のモラルではないか。

3月16日夕方、判決の言い渡しがありました。判決は無期懲役、でも情状を認めた有期刑にはなりませんでした。せめてもの救いでした。

事件直後から身体の不調を訴える家族が出てきました。夫君は仕事に手がつかなくなり、朝夕が

逆転したりしました。家族ぐるみでカウンセリングを受け、心療内科に通い、帯状疱疹治療のため 皮膚科にかかりました。

検事の供述調書作成は妻にとってどんなに辛かったことか。側にいた私も涙ぐんでしまうことがありました。裁判までの一年間、息子の「ジッとしていては姉ちゃんの供養にならない。納得のいく判決を聞くようにしないと悔いが残る。被害者参加をしよう。」という言葉に動かされ、彼が段取りを組んでくれた京都犯罪被害者支援センターを訪れました。そして当時事務局長の宮井さんの穏やかな口調での応対に、妻ともども沈みきった心をどれ程救われたか知れません。その後も伺うたびに被害者参加弁護士などの適切なアドバイスをいただき、裁判に向けての心構えができてゆきました。そして屈強な男でも保ちあぐねるような苦しみを受け止めていただきました。その上公判中は裁判所内の一室を私たちのための控え室に確保し、昼食や湯茶のサービスを提供してくれました。そんな京都犯罪被害者支援センターの皆様には感謝の言葉もありません。

その他にも両方の家族のために地元支援センターによるカウンセリングを実施していただきました。ひとりで抱え込まずに心の内を話せることは、受けるものにとって非常に助かったと思います。

薬を集めて震災被害者を救うボランティアに一緒に行こうと夫婦で話をしていたとあとから聞きました。仕事を通じての人助けを考えるような優しい心を持った娘でした。小さいときから歌うことが好きで、社会人になるまで合唱を続けていました。国内公演やアメリカの姉妹都市サギノーでの親善公演、大学では指揮者と、楽しんでこなしていました。影響をうけたのでしょう、下の娘も同じように歌うことを楽しんでいます。

千鶴が人生の半分を過ごし、大学進学のために離れたままの部屋を今も残しています。そして彼女が使っていたものを集めてあります。ライティングビューローの上には彼女の好きだったものと一緒に分骨を安置しています。朝夕にはお鈴を鳴らし冥福を祈っています。折に触れ、あとに残された夫君が泊まりに来てくれます。彼女と一緒にいる気持ちになるのだそうです。あと20日で四月になって本社に異動する予定だったそうで、本当であれば妹夫婦と同じように家族も何人か増えて賑やかで充実した人生を歩んでいたのでしょう。

公判で黙秘を続け反省の弁や謝罪をしなかった犯人は刑務所の中で反省をしているのでしょうか。半年に一度「処遇状況等通知書」という書類が京都地検から送られてきます。その中には彼の細かい心の様子や反省の態度は書かれていません。法的処罰を受けていることが判るだけで、被害者や遺族への謝罪は知る術もないのです。殺人は無期懲役という代償を払うほどの価値ある行動だったのでしょうか。成人しているとはいえ自分にも両親はじめ家族のある身であれば、そのことが頭に浮かび殺人などしないと思うのですが。取り返しのつかない過ちは自身の家族を含め、三つの家族から笑いを取り去ってしまったのです。

私たち二家族のあの幸せは二度と還ってきません。千鶴たちふたりが二つの家族を結ぶカスガイだったのに、その一本が欠けてしまったのです。事件以来、裁判が終わっても心から笑えることがなくなりました。千鶴のことがフッと頭をよぎってしまうのです。でも今は裁判に参加出来たことを、悔いなく闘えたことを、誇りにしています。七年という時が経つにつれ、家族の中にも結婚したり子供ができたりと、徐々に明るさが戻ってきました。これからも楽しいことやうれしいことに色々と巡り会って、娘を喪った辛さを少しでも和らげていけたらと願います。

千鶴の事件は、私の人生のなかで一番辛いことです。それまでの人生とは全く異質の、どう考えても本当のことと思えない出来事です。今となっては、千鶴の姿は写真でしか見ることができません。その写真の中で、赤ん坊の時とウェディングドレス姿の写真が一番彼女らしいかなと思います。生まれたばかりで、この世に何の不安もなく皆の愛情を一身に受け、機嫌良く笑うことで皆に幸せを返していた頃。彼氏と結婚し、永い人生を二人で歩むことに何の疑いも持たなかった時。千鶴は

第3章 刑事手続への関与拡充への取組

36歳の若さで一生を終えてしまいました。短かったけれど、フルスロットルで人生を駆け抜けて逝ったと思ってやりたい。「犯罪被害者になる」ということを除いて。

年に数回、犯罪被害者支援の会で自分の体験を話す機会があります。初めの頃は娘を喪った悲しみや苦しみを話すことで精一杯でした。でもそれだけではひとつの体験談をいうだけで終わってしまう、どうすれば犯罪被害者を支援できるのかということが大事なのではと考えています。「安心・安全なまちづくり条例」や「犯罪被害者支援条例」といった条例を制定している都道府県が全国で6割程度、市町村ではもっと少ないことを思うと、画一的になってしまうにせよ『まだ犯罪被害者になっていない人』に対して条例の制定を理解してもらう必要があります。

最近、徳島被害者支援センターの活動に加わりました。ここ20年程の間に起こった阪神淡路大震 災や東日本大震災などを契機に、自然災害に対する備えや支援は充実してきています。それに対し て犯罪被害者支援についてはまだまだと感じるからです。そのために徳島にも条例を制定し実のある支援をしなくてはと思うからです。犯人に対して恨み辛みを持ち続けるよりも、受けた支援を支援として犯罪被害者に返すことができるようにしたいものです。

人生の黄昏を一日一日過ごしていくという平凡なことはできなくなりました。亡くした娘を思い 続けていくのも親の勤めだろうと思っています。

> 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行 「犯罪被害者の声第12集」より